

# ご存じですか？ 介護保険

適切なサービスの利用が

介護保険料上昇の抑制につながります

美波町の1人あたりの給付費(平成21年度)は県内1位となっています。  
適切な介護サービス利用のため、下記の事をもう一度確認しましょう。

- ・ 役場から届く介護給付費通知の内容を確認しましょう。
- ・ ご自分のケアプランや、毎月届く利用票の内容をもう一度確認しましょう。

※ 1人あたりの給付費とは

美波町の方が使った介護サービス費(給付費)の年間合計額を、美波町の65歳以上人口(2010,3,31現在)で割った金額です。

介護サービス費(給付費) ÷ 美波町の65歳以上人口 = 1人あたりの給付費

ケアプランの事でご不明な点は

役場保健福祉課(77-3614)、地域包括支援センター(77-1171)にご相談ください。

過剰なサービス利用が、介護給付費増大の一因となっています。

できること・やりたいことをよく考えて、ケアプランに反映させましょう。

## 国民年金だより

平成23年7月より、年金事務所等へ提出いただく「住所変更届」や「死亡届」は原則不要になりました！

### 年金受給権者の皆さま

平成23年7月より住民基本台帳ネットワークから住所変更等の情報を取得できるようになったため、これまで、ご本人様に提出いただく「現況届」を原則不要としていることに加えて、

平成23年7月より、

ご本人様より提出いただく「住所変更届」 ➡ 原則不要

ご遺族様より提出いただく「死亡届」 ➡ 原則不要  
となります。



※ 1 日本年金機構において、住民票コードが収録されている方に限ります。

※ 2 年金事務所等への「死亡届」が不要となるのは、死亡の事実があってから、戸籍法上の届出期限である7日以内に市区町村に届出を行われた場合のみです。

ただし、亡くなられた方の未払い年金を受けられる場合は、これまでどおり年金事務所等への請求が必要です。

詳しくはお近くの「年金事務所」「街角の年金相談センター」または「ねんきんダイヤル」  
0570-05-1165(平日8:30~17:15)までお問い合わせください。

※ IP電話・PHSからは03-6700-1165